

ID: 188

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	使用者の登録		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第2条第4項		
例 規 番 号	平成23年規則第13号		
【根拠条文】 (仮予約) 第2条 市内の居住者及び市内の団体等(以下「市民等」という。)は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前の日の属する月の初日(その日が条例第6条第2項に規定する休館日に当たるときは、その翌日。第4条第1項において同じ。)から15日(その日が条例第6条第2項に規定する休館日に当たるときは、その前日)までの間に、次の各号に掲げる方法により仮の使用の申請(以下「仮予約」という。)をすることができる。 (1) 芦屋市立潮芦屋交流センター(以下「潮芦屋交流センター」という。)の窓口において、使用許可申請書(様式第1号)を提出する方法 (2) 別に定めるインターネットを利用したシステムにより、市長が定める事項を送信する方法 2 前項の規定による仮予約が重複しないときは、その仮予約をした者を仮予約者とし、仮予約が重複したときは、抽選により仮予約者を決定するものとする。 3 前項の規定による抽選の結果は、仮予約があった月の17日(当該仮予約があった月の16日又は17日のいずれかの日が条例第6条第2項に規定する休館日に当たるときは、18日)に公表する。 4 第1項の規定による仮予約をしようとする者は、あらかじめ使用者登録申請書(様式第2号)により使用者の登録をし、登録番号の交付を受けなければならない。ただし、同項第1号の規定による申請をする者については、この限りでない。 5 第1項の規定にかかわらず、芦屋市が使用しようとするとき及び条例第17条第1項の規定により潮芦屋交流センターの管理を行う指定管理者が、条例第1条に規定する目的のために使用しようとするときは、潮芦屋交流センターの円滑な運営を妨げない限度において、優先して使用することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日